

一般社団法人日本小児整形外科学会役員規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本小児整形外科学会の定款（以下「定款」という。）第5章 役員等に基づき、役員等の制度等について定めることを目的とする。

(役員の種類および定数)

第2条 定款第25条の規程に基づき次のとおり定める。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- (3) 理事のうち1名を理事長とし、1名以上2名以下を副理事長とする。
- (4) 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第3条 定款第26条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 理事および監事は、評議員の中から役員2名以上の推薦をもって候補者とする。候補者は社員総会の審議を受け、決議により選任される。
- 2 理事長は理事会において理事の中から選定する。副理事長は理事の中から理事長が指名し、理事会で選定する。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第4条 定款第27条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 理事長はこの法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事は別に定める委員会規程に基づいて構成された委員会の運営を統括する。各委員会を統括する担当理事はその任務内容により、学会における当該業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第5条 定款第28条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事会の開催)

第6条 定款第34条の規定に基づき次のとおり定める。

- 1 理事長は理事会の開催に際し、すべての理事に加えて監事、および定款第40条に定める学術集会の会長、前会長、次期会長を招集することができる。
- 2 理事会の議決権は理事のみが有し、議決は定款第37条に定めるとおりとする。

(役員任期)

第7条 定款第29条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、社員総会の決議によってその任期を短縮すること、および再任を妨げない。連続の任期は最大で3期までとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の最初の任期は3期のうちに数えない。
- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。連続の任期は最大で3期までとする。ただし、補欠として選任された理事の最初の任期は3期のうちに数えない。
- 3 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の残任期間とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、一般社団・財団法人法及びこの定款に定める役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 役員任期は年齢満65歳に達した翌日以降の最初の社員総会の終結のときまでとする。

(役員解任)

第8条 定款第30条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。なお、決議する前に理事会および社員総会でその役員に弁明の機会を与えることができる。

(役員報酬等)

第9条 定款第31条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 役員は、無報酬とする。

2 役員には、職務執行に要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、平成30年2月9日から施行する。

令和5年(2023年) 5月11日 改訂